

協議第5号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 介護保険事業計画については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。
- 2 第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度から稲沢市の保険料に統一し、保険料の賦課及び納期については、稲沢市の制度に統一するものとする。
- 3 介護保険給付費準備基金については、合併時に統合する。
- 4 介護認定審査会については、地域の実情を反映できるよう見直しを行うものとする。

平成16年1月9日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会
会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 3 介護保険事業の取扱い
調整の内容	<p>介護保険事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 介護保険事業計画については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度から稲沢市の保険料に統一し、保険料の賦課及び納期については、稲沢市の制度に統一するものとする。</p> <p>3 介護保険給付費準備基金については、合併時に統合する。</p> <p>4 介護認定審査会については、地域の実情を反映できるよう見直しを行うものとする。</p>

【提案理由】

<p>1 介護保険事業計画については、合併時から平成17年度末までは、稲沢市の現計画が効力を有するため、祖父江町及び平和町の計画を踏まえて適切な見直しを図るものとする。</p> <p>2 介護保険の保険料は、負担の公平の観点から、一保険者においては一つであることが原則であるため、第1号被保険者の介護保険料は、均一賦課によることとし、現行の稲沢市の介護保険料を適用するものとする。ただし、平成18年度以降の保険料については、新市において設定する。</p> <p>3 介護保険給付費準備基金については、同種の目的の基金であるため、合併時に統合するものとする。</p> <p>4 介護認定審査会については、地域の実情を制度の運用に反映できるようにするために適切な組織の見直しを図るものとする。</p>
--

【法令・取扱通知等】

介護保険法（平成9年法律第123号）

（介護認定審査会）

第15条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区にあっては、区長）が任命する。

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（保険料）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めることにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

（賦課期日）

第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）

第133条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
介護保険事業計画	名称：稲沢市介護保険事業計画 期間：平成 15 年度～17 年度	名称：祖父江町介護保険事業計画 期間：平成 15 年度～17 年度	名称：平和町介護保険事業計画 期間：平成 15 年度～17 年度	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。
介護保険料	第 1 号被保険者（65 歳以上） 基準保険料 2,628 円 納期年 6 回 （4,6,8,10,12,2 月）	第 1 号被保険者（65 歳以上） 基準保険料 2,622 円 納期年 8 回 （5,7,9,10,11,12,1,2 月）	第 1 号被保険者（65 歳以上） 基準保険料 2,892 円 納期年 8 回 （5,7,9,10,11,12,1,2 月）	平成 17 年度から稲沢市の制度に統一する。
介護給付費準備基金	平成 14 年度末基金残高 261,667,368 円	平成 14 年度末基金残高 78,213,955 円	平成 14 年度末基金残高 27,295,000 円	同種の目的基金であるため、合併時に統合する。
介護認定審査会	委員定数 24 人 合議体数 4 1 合議体 6 人	委員定数 8 人 合議体数 1 1 合議体 6 人	委員定数 7 人 合議体数 1 1 合議体 5 人	地域の実情を制度の運用に反映できるよう見直しを行うものとする。

介護保険の状況（平成14年度決算）

区 分		稲沢市	祖父江町	平和町
被保険者数 (年度末現在)	1号被保険者 (人)	15,137	4,222	2,466
	2号被保険者 (人)	33,724	8,230	4,810
介護認定審査会開催数 (回)		49	24	24
介護認定申請件数 (件)		2,468	765	683
訪問調査件数 (件)		2,439	755	645
主治医意見書件数 (件)		2,427	732	641
内 訳	在宅新規 (件)	589	124	109
	在宅継続 (件)	1,089	372	374
	施設新規 (件)	339	98	71
	施設継続 (件)	410	138	87
介護認定件数 (件)		1,565	739	663
内 訳	(非該当)	(11)	(10)	(4)
	要支援	85	66	109
	要介護1	349	194	198
	要介護2	398	140	94
	要介護3	290	107	85
	要介護4	237	127	82
	要介護5	206	105	95
年間介護給付費 (千円)		2,201,319	622,831	462,778
1人当たり月額介護給付費 (円)		163,521	173,442	132,449
年間延べ介護認定者数 (人)		17,210	4,397	4,205
年間延べ介護サービス受給者 (人)		13,462	3,591	3,494
介護サービス受給率 (%)		78.2	81.7	83.1
介護認定審査会	委員数	24	8	7
	合議体数	4	1	1

保険料及び納付方法	保険料	5段階方式 基準月額保険料 2,628円	5段階方式 基準月額保険料 2,622円	5段階方式 基準月額保険料 2,892円
	第1号被保険者 年金年額18万円以上	特別徴収(年6期)	特別徴収(年6期)	特別徴収(年6期)
	第1号被保険者 年金年額18万円未満	普通徴収(年6期)	普通徴収(年8期)	普通徴収(年8期)
	第2号被保険者	医療保険と一括徴収	医療保険と一括徴収	医療保険と一括徴収
	納期	普通徴収(偶数月) 4, 6, (仮徴収) 8, 10, 12, 2 (本徴収) 各月の月末(12月は 25日)	普通徴収 5, 7(仮徴収) 9, 10, 11, 12, 1, 2(本徴収) 各月の月末(12月は 25日)	普通徴収 5, 7、(仮徴収) 9, 10, 11, 12, 1, 2(本徴収) 各月の月末(12月は 25日)

【先進事例】介護保険事業の取扱いについて

新設合併	西東京市 (13.1.21)	第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。ただし、合併年度については、それぞれ旧市の例による。第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。
	南アルプス市 (15.4.1)	被保険者の資格管理等にかかわる事務については、6町村に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。市町村介護保険事業計画の策定については、6町村を一体とした計画を策定し、平成15年度からの保険料を設定する。
	宗像市 (15.4.1)	介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、玄海町は、合併の日の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。 介護認定審査会については、新市において福岡町と共同設置する。なお、宗像市・福岡町介護認定審査会は、合併の日の前日をもって廃止する。 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料を定める。 保険料の賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。 保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
	周南市 (15.4.21)	介護保険給付は現行のまま新市に引き継ぐ。 介護保険料(第1号被保険者保険料)は新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払回数は10期とし、納期限については、新市に移行後、速やかに調整する。
編入合併	呉市 (15.4.1)	原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、下蒲刈町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	新発田市 (15.7.7)	合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。
	田原市 (15.8.20)	被保険者の資格管理等に係る事務及び保険給付事業については、田原町の制度に統一する。 介護保険事業計画については、新市において策定する。ただし、計画が策定されるまでの間は、両町の現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。 第1号被保険者の保険料については、不均一賦課によることとし、合併年度及びこれに続く2年度は現行のとおりとする。